

高齢者の熱中症対策事業の実施について

近年の猛暑による高齢者の熱中症の増加や、節電により家庭での空調機器の使用が控えられることなどを踏まえ、昨年度に引き続き、高齢者を対象とした熱中症対策事業を実施する。

1 事業概要

(1) 啓発グッズ及び啓発チラシの配付

ひとりぐらし等高齢者登録者及び要援護高齢者に、啓発グッズ（クールスカーフ）及び啓発チラシを配付し、熱中症に対する注意喚起を行う。
H27にも配布

ア ひとりぐらし等高齢者登録者

① 民生委員への情報提供同意者 民生委員の戸別訪問調査に合わせ配付

② 民生委員への情報提供不同意者 個別郵送により配付

イ 要援護高齢者

包括支援センター職員等の個別訪問により配付

(2) 老人いこいの家等の活用

老人いこいの家（24か所）及び高齢者センターの談話コーナーや休憩室等を、高齢者が一時的に避難できる場所「涼み処」として活用する。

各施設の入口に、のぼり旗「涼み処」を掲出する。

「涼み処」において、希望者に、麦茶の提供、クールスカーフまたは保冷まくら（約2,000個）の配付を行う。

(3) 経口補水液・補水ゼリーの配付

包括支援センター等で把握した要援護高齢者に対し、水分摂取の保健指導のため経口補水液・補水ゼリーを配付する。

(4) その他

ア 包括支援センターの窓口などで、啓発チラシやPR用うちわを配布する。

イ 区事業への参加者等に対し、啓発グッズなどを活用して熱中症予防の啓発を行う。

2 実施期間

平成27年5月27日～9月下旬

ひとりぐらし等高齢者登録者への民生委員の訪問 5月27日（水）～7月下旬

老人いこいの家等の活用 6月25日（木）～9月下旬

3 周知方法

高齢者の熱中症予防や老人いこいの家等の利用について、めぐろ区報（6月25日号）及びホームページで周知する。

4 経費

予定額 3,127千円 （区負担：1,564千円）